

## 訓練実施機関の皆様へ

### 雇用保険被保険者資格取得手続きについて（注意喚起）

平成28年10月

北海道労働局

求職者支援訓練受講者の就職の取扱いにつきましては、雇用保険被保険者の資格取得により、雇用保険適用就職率を算定することとなっておりますが、最近、雇用保険の資格取得に関して、受講者又は受講修了者からの問合せや苦情等がハローワークに寄せられているところです。

このため、下記に留意の上適正な手続きを行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

##### 1 雇用保険被保険者資格取得の適用要件

次に該当する場合、原則として、全て雇用保険の被保険者となります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 31日以上雇用見込みがあること

##### 2 問い合わせ等のあった不適切な事例

- ① 上記1に該当しない労働条件であるにもかかわらず、雇用保険の取得手続きがなされている事例
- ② 雇用契約書の交付がされておらず、受講者が労働条件を確認していない、又は説明されていない事例
- ③ 実態として、数日のアルバイトであるにもかかわらず、雇用保険の資格取得がなされた事例
- ④ 離職したが、雇用保険喪失の手続きがなされていない事例

##### 3 留意事項

上記2のような事例については、管轄ハローワークから事業所への電話等による確認、又は、必要に応じ雇用契約書等の提出を求めて確認する場合がありますので、雇用保険の正しい加入手続きについて、よろしくお願いいたします。

なお、平成29年1月1日から、雇用保険の適用拡大により、65歳以上の労働者につきましても、雇用保険が適用されることとなりますので、ご注意願います。（雇用保険の資格取得等の手続きに関しては、事業所管轄のハローワークにお問い合わせ願います。）